

## 配慮書の縦覧方法および意見書の提出方法

## 1 配慮書の縦覧方法

## (1) 縦覧場所

縦覧場所	所在地	縦覧時間※
新城市役所 本庁舎 2 階 環境政策課窓口	愛知県新城市字東入船 115 番地	8:30 ~17:15
新城市鳳来総合支所	愛知県新城市長篠字下り箆 1 番地 2	8:30 ~17:15
新城市作手総合支所	愛知県新城市作手高里字縄手上 60 番地	8:30 ~17:15
設楽町役場	愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地	8:30 ~17:15
豊田市役所 環境センター2 階 環境保全課	愛知県豊田市西町三丁目 60 番地	8:30 ~17:15
豊田市下山支所	愛知県豊田市大沼町越田和 37 番地 1	8:30 ~17:15

※いずれも土曜日・日曜日・祝日を除く。

## (2) 縦覧期間

2022 年 1 月 18 日（火）から 2022 年 2 月 17 日（木）

## (3) インターネットによる公表

当社のホームページにおいて 2022 年 1 月 18 日（火）9 時 00 分から 2022 年 2 月 17 日（木）17 時 40 分までの間、配慮書をご覧いただけます。

[https://www.chuden.co.jp/publicity/topics/1207416\\_3285.html](https://www.chuden.co.jp/publicity/topics/1207416_3285.html)

## 2 意見書の提出方法

配慮書について環境保全の観点からご意見をお持ちの方は、意見書を縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または郵送によりお寄せください。

### (1) 意見書への記載事項

- 氏名および住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- 配慮書について環境保全の観点からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

### (2) 意見書の提出期限

2022年2月17日（木）まで（郵送の場合、当日消印有効）

### (3) 意見書の郵送先

〒461 - 8680

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー

プロジェクト推進部 陸上風力・太陽光グループ

### 【配慮書に関するお問い合わせ先】

中部電力株式会社 再生可能エネルギーカンパニー

プロジェクト推進部 陸上風力・太陽光グループ

電話番号 052-973-2249

（土曜日・日曜日・祝日は除く、9:00 から 17:30 まで）

株式会社 OSCF

電話番号 03-6457-9979

（土曜日・日曜日・祝日は除く、9:30 から 18:00 まで）

以 上